

財務省告示第百十七号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年二月二十七日に買入銷却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

国債の名称	記号	総額 面金額の 総額	額 価格たり金額 の買入 百円
年債利付国(二庫券)	第八百二十回	四百五十億円	七十九銭九厘九十
年債利付国(五庫券)	第十六回	百五十億円	六厘四十三銭
年債利付国(十庫券)	第百九十回	四百億円	銭百二円三十三
"	第二百三回	億千九百三十九 円	厘百三円七銭二
"	第二百七回	円五百六十一億	七厘八十七銭
合計		三千五百億円	